

## 規制の事前評価書（要旨）

政策の名称	学校安全に関する規制（規制強化） <span style="float: right;">（施策目標 2-5 健やかな体の育成）</span>	
担当部局	文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課（課長：作花 文雄）	
評価実施時期	平成 20 年 2 月 18 日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>&lt;学校安全計画の策定&gt; （概要） 当該学校の施設設備の安全点検のほか、新たに通学時や学校生活などの日常生活において安全を確保するための教育指導や、職員研修等を盛り込んだ学校安全に関する事項について計画を策定、実施する。 （必要性） 学校保健及び学校安全の課題が深刻かつ多様になっていることから、従来の「学校保健安全計画」を「学校保健計画」と「学校安全計画」に別個独立した計画として策定、実施し、また、児童生徒等の安全の確保の観点から、新たに職員の研修、安全指導に関する事項を最低限の必要的記載事項として計画に盛り込む必要がある。</p> <p>&lt;危険箇所の改善措置&gt; （概要） 校長は、児童生徒等の安全の確保を図るため、学校の施設設備の安全点検を行った結果、改善を図る必要があると認められる事項を発見した時は、遅滞なくその改善に必要な措置を講ずる等。 （必要性） 児童生徒等の安全な学校生活の維持改善を図るために、安全点検を行った結果の事後措置について、改善を図る必要がある事項が発見された場合の校長の果たすべき役割を規定する必要がある。</p> <p>&lt;各学校における危険発生時の対処要領の作成等&gt; （概要） 学校において、実情に応じて、危険等発生時に当該学校の職員が取るべき対応について、その具体的内容及び手順を記載した対処要領を作成する。 校長は、職員に対する危険等発生時対処要領の内容の周知など危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずる。 学校において、事故発生後に児童生徒や保護者等の心身の健康を回復させるため、必要に応じて地域の保健機関とも連携し、必要な支援を行う。 （必要性） 事件・事故等が発生した際に学校が的確に対応するために、各学校においてあらかじめ発生時の具体的な対応を定めた対処要領を作成し、教職員に周知を図るとともに、対処要領を踏まえた訓練や研修を実施することが必要である。また、事故後に学校生活に復帰できるよう、心理的影響を受けた児童生徒等に対して、支援を行う必要がある。</p>	
	法令の名称・関連事項とその内容	学校保健安全法案
想定される代替案	<p>&lt;学校安全計画の策定&gt; ・各学校における「学校保健安全計画」の策定について、地方公共団体の条例で定める。 ・「学校安全計画」を策定について適切に規定しない。</p> <p>&lt;危険箇所の改善措置&gt; ・危険箇所の改善に関する業務について、一般企業等に外部委託する。</p> <p>&lt;各学校における危険発生時の対処要領の作成等&gt; ・各学校における危険発生時の対処要領の作成について規定しない。</p>	
規制の費用	<b>費用の要素</b>	
（遵守費用）	新たな費用が生じるものではない。	
（行政費用）	新たな費用が生じるものではない。	
（その他社会的費用）	新たな費用は生じるものではない。	
規制の便益	<b>便益の要素</b>	
（直接便益）	<p>&lt;学校安全計画の策定&gt; ・現代の学校安全に関する課題について、教職員の共通理解が図られる。 ・通学時、学校生活等の安全に関する指導が計画的に行われ、学校安全に関する取組の充実が図られる。</p> <p>&lt;危険箇所の改善措置&gt; ・学校における安全な環境の整備及び維持が図られる。</p> <p>&lt;各学校における危険発生時の対処要領の作成等&gt; ・教職員の具体的な役割分担や関係機関への連絡体制など、危険等発生時における体制の整備が図られる。</p>	
（社会便益）	<p>&lt;学校安全計画の策定&gt; ・児童生徒等の安全で安心な学校生活の実現に資する。</p> <p>&lt;危険箇所の改善措置&gt; ・学校における事件・事故等の危険が防止され、児童生徒等の安全で安心な学校生活の実現に資する。</p> <p>&lt;各学校における危険発生時の対処要領の作成等&gt; ・危険等発生時における児童生徒等の安全確保のための取組の円滑な実施が図られ、児童生徒等の安全で安心な学校生活の実現に資する。</p>	
政策評価の結果 （費用と便益の関係の分析等）	評価結果は妥当。	
有識者の見解その他関連事項	<p>（政策評価に関する有識者会議） ○意見聴取時期：平成 20 年 2 月 5 日～平成 20 年 2 月 12 日 ○主 意 見：評価結果は概ね妥当。 「評価結果」について、新たに欄を設けるなど評価票上明確にすること。</p>	
レビューを行う時期又は条件		
備考		